



あなたの空き家を

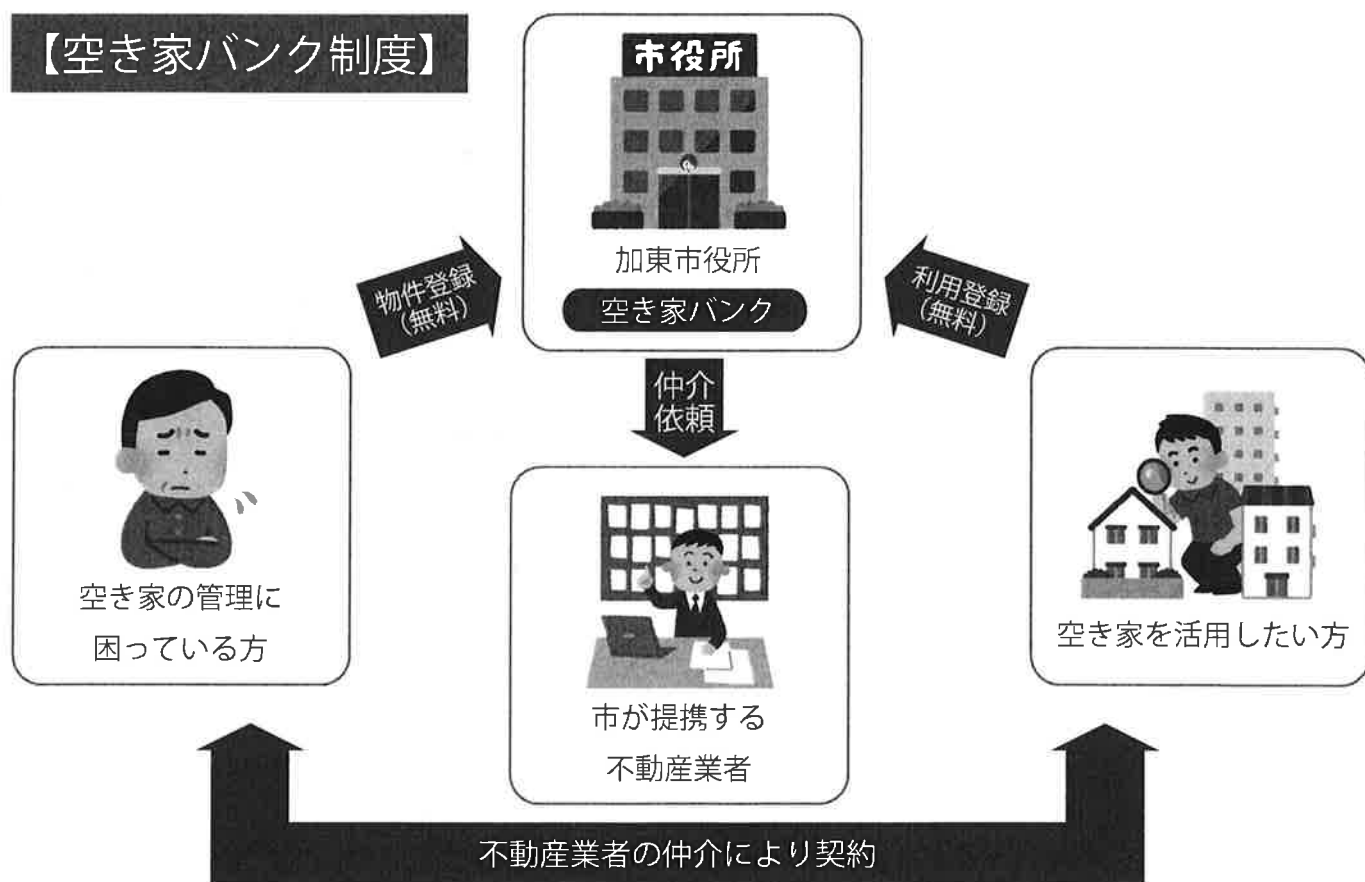
有効活用しませんか？

加東市空き家バンクへの登録を募集します

■空き家バンクとは？

加東市内の空き家を
「売りたい・貸したい・何とかしたい」方から
物件情報を集め、
「買いたい・借りたい・活用したい」方へ
情報提供するための制度です。

【空き家バンク制度】



● 成約までの流れ



【空き家の管理に困っている方へ】

物件登録の要件

空き家または空き店舗にあつては、住居または店舗の用途に供する部分の床面積が2分の1以上の建物であること。

物件所有者の要件

暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。 など

物件登録の手続き

加東市空き家バンク登録申込書に記載された誓約事項・同意事項を確認の上で、加東市空き家バンク登録カードに必要事項を記入し、申込書と登録カードをご提出ください。

【空き家を活用したい方へ】

利用登録の要件

暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。 など

利用登録の手続き

加東市空き家バンク利用登録申込書に記載された誓約事項・同意事項を確認の上で、ご提出ください。

『加東市空き家活用支援事業』 ※社地域の市街化区域の場合（その他の区域は、兵庫県の補助制度を活用）

改修工事費に対し補助する物件の要件

加東市空き家バンクに登録された物件で、空き家状態になってから6箇月以上経過していること。

補助限度額

■ 一般世帯・事業所補助金

改修工事に要する補助の対象経費に、2分の1を乗じて得た額で100万円以内。

■ 若年・子育て世帯補助金

改修工事に要する補助の対象経費に、3分の2を乗じて得た額で150万円以内。

■ 移転補助金

移転に要する費用に対し、10万円以内。

※その他詳細な要件等については、下記までお問い合わせ下さい。



お問い合わせ・申請先

加東市役所 まち・農整備部 地域整備課

〒673-1493 兵庫県加東市社50番地



TEL : 0795-43-0517



MAIL : chiiki-seibi@city.kato.lg.jp